

人権啓発ポスター作成業務提案（プロポーザル）に係る質問に対する回答について

質問内容	回答
Q 1 「プロポーザル参加意思確認書」の提出は、他の応募書類と同じタイミングでいいのか。	A 相違ありません。いずれの応募書類についても、提出期限は平成31年2月1日（金）午後5時までとします。
Q 2 ポスターデザイン案の提出に当たり、京都市が過去に同様のテーマでポスターやチラシ等を作成した実績があれば、参考資料として提供してもらうことは可能か。	A 募集要項等に記載のテーマに係る啓発用印刷物の作成は今回が初めてであるため、参考資料等は提供いたしかねます。
Q 3 啓発ポスターの掲示場所は、公共施設や駅の他にあるか。	A 募集要項に記載のとおり、「庁舎や市内の公共施設」に掲示する予定です。今のところ、市内の学校等への掲示も想定しています。
Q 4 学生や小さなお子さんが見ても分かる内容が望ましいのか。	A 広く市民の方に向けて啓発することが目的であるため、小さなお子さんも含め、幅広い年齢層の方に見ていただくことを踏まえた内容であることが望ましいと考えます。
Q 5 これまでに人権啓発を目的としたポスターの作成実績はあるか。	A 例年、12月の人権月間に合わせて人権啓発ポスターを作成しています。内容は、公募事業「四字熟語人権マンガ」入賞作品の紹介及び1月に開催の人権啓発イベント「ヒューマンステージ・イン・キョウト」の告知です。
Q 6 人権問題が様々ある中、特に以下4点に絞った理由はあるか。「①障害のある人 ②ヘイトスピーチ ③同和問題 ④多様な性」 (仕様書 3業務内容(2)デザインの条件アより)	A 平成28年度に、いわゆる人権三法（募集要項参照）が施行されてから2年経ち、法律の存在を改めて知っていただくことで更なる人権啓発を推進したいと考えます。 また、性的少数者の人権を守るための国際的な環境整備が近年急速に進められ、本市においても、昨年11月に「多様な性に関する職員ハンドブック」を作成したところです。 これらの人権課題が身近なものであることを、市民の方へ啓発し、理解の促進を図るため、①～④の人権課題を掲げております。